

債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する検討（3）

第1 現行の財産開示手続の見直し

1 財産開示手続の実施要件の見直し

(1) 申立てに必要とされる債務名義の種類拡大

財産開示手続の実施要件の見直しについては、試案の第1の1(1)のとおり、財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大すべきであるとの意見がある一方で、その見直しに反対する意見があるが、どのように考えるか。

(2) その他の実施要件の見直し

このほか、財産開示手続の実施要件の見直しについて、その見直しの要否を含め、どのように考えるか。

(説明)

1 申立てに必要とされる債務名義の種類拡大

(1) 民事執行法の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）の概要

現行法は、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義のうち、仮執行宣言付きの判決等、執行証書又は確定判決と同一の効力を有する支払督促については、これに基づいて財産開示手続の実施を申し立てることを認めていない（民事執行法第197条第1項柱書き）。試案の第1の1(1)の本文は、このような現行の規律を改め、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることができるものとするを提案するものである。

(2) 試案の本文の根拠となる考え方及び賛成意見

試案の本文の根拠となる考え方としては、まず、財産開示手続は強制執行の準備として行われるものであり、いずれの債務名義についても、それにより行うことができる強制執行の内容に違いはないのであるから、強制執行と財産開示手続とは、本来、その申立てに必要とされる債務名義の種類に差を設けるべきでないとの指摘が考えられる。そして、平成15年改正の際に考慮されたこの手続の特質（財産開示手続により債務者財産に関する情報がいったん開示されると、後になって権利の存在が否定されるに至った場合であっても、当該情報が開示されなかった状態に回復することができないという特質）との関係については、この手続により債務者の受ける不利益の程度について今般改めて

検討すると、その不利益は必ずしも重大とはいえないとの指摘が考えられる。また、平成15年改正の際に懸念された一部の悪質な貸金業者による濫用のおそれについては、執行証書の活用をめぐる社会状況の変化が見られるとの指摘や、債務名義の対象となっている権利関係等に争いがある場合には執行停止の裁判（民事執行法第36条第1項等）により対応することができるとの指摘等が考えられる。

部会のこれまでの議論においては、以上のような指摘を踏まえ、試案の本文に賛成する意見が示され、意見募集の結果においても、同様に、試案の本文に賛成する意見が寄せられた。

(3) 試案の本文に反対する意見等

ア 試案の本文に反対する意見の主な根拠

部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、試案の本文に反対する意見の根拠の一つとして、執行証書の成立等や支払督促の内容に関する紛争の経験を踏まえると、平成15年改正の際に考慮されたこの手続の特質を基本的には現在も引き続き考慮する必要があるとの指摘がされた。また、例えば、執行証書が白紙委任状に基づいて作成されることがあるといった事案のように、一部の悪質な貸金業者により、問題がある執行証書の作成の嘱託がされることがある旨を強調する意見もあった。これらは、これまでの財産開示手続の運用状況を踏まえても、なお、申立てに必要となる債務名義の種類を拡大すると、債務者が不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）情報を開示させられるおそれがあり、その場合に債務者が被るおそれがある不利益は重大というべきである旨を指摘するものと思われる。

そこで、申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大することの当否を検討する上では、不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）情報が開示させられた場合の債務者の不利益の内容や程度をどのように評価すべきであるかが問題となると思われる。そして、この問題を具体的に検討する上では、例えば、執行証書に基づいた強制執行により、債務者の財産が差し押さえられて換価されたが、後になって権利の存在が否定されるに至った場合に生ずる債務者の不利益との比較で検討することが考えられる。試案に対して寄せられた意見の中にも、このような観点から、情報開示による不利益が強制執行による不利益よりも大きいといえないのであれば、財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を限定することは、均衡を失する旨を指摘するものがあった。

以上を踏まえ、債務者財産の不当な開示により債務者が被る不利益の内容や程度について、どのように考えるか。

イ その他の指摘等

このほか、債務名義の対象となっている権利関係等に争いがある場合には執行停止の裁判（民事執行法第36条第1項等）により対応することができるとの指摘（前記(2)参照）に対しては、部会のこれまでの議論や意見募集の結果において、主として債務者がいわゆる消費者である場面を念頭に、債務者が実際に執行停止の申立てをすることは困難であるとの意見があった。もっとも、このような意見に対しては、執行証書等に基づく強制執行の場面（例えば、債務者の預貯金債権や給与債権の差押えがされた場面）においても、債務名義の対象となっている権利関係等に争いがある場合には執行停止の裁判により対応することが想定されていることを念頭に置きつつ、執行停止の裁判の申立ての難易については、財産開示手続の場面と強制執行の場面とで、有意な違いがあるとはいえないのではないかと反論があり得る。

また、意見募集の結果においては、これまでの財産開示手続の運用状況を踏まえても、仮執行宣言付き判決等、執行証書及び支払督促に基づく財産開示手続の申立てを認めるべき必要性が増えたとはいえないとの意見もあった。もっとも、このような意見に対しては、平成15年改正の際に申立てに必要とされる債務名義の種類を制限した理由は、そのような必要性の差に着目したのではないとの反論があり得る。

(4) 扶養義務等に係る定期金債権に関する特則を設けることに関する意見等

試案の本文に反対し、申立てに必要とされる債務名義の種類を現行法のままとするべきであるとの意見の中には、実際上の必要性という観点から、扶養義務等に係る定期金債権に限って執行証書に基づく財産開示手続の申立てを認める特則を設けるべきであるとの意見があり、意見募集の結果においても、これに沿うものがあった。また、意見募集の結果を見ると、このような特則を、不法行為に基づく損害賠償請求権についても認めるべきであるとの意見があった。

もっとも、このような意見については、この手続の特質との関係では、扶養義務等に係る定期金債権と他の債権とでは、この手続によって債務者財産に関する情報が開示された後になって債務名義上の権利の存在が否定される蓋然性に違いがあるとはいえないのではないかと指摘が考えられる。意見募集の結果においても、このような意見に反対する意見が寄せられたが、その理由としては、上記指摘のほか、これらの債権には実体法上の優先権（その債権者が実体法上、優先的に弁済を受けることができる地位を有すること）が認められているわけではない旨の指摘があった。

(5) 仮処分命令に基づく申立ての可否

民事保全法に基づく金銭の支払を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなしているが（民事保全法第52条第2項）、現行の民事執行法第197条第1項の解釈においては、仮処分命令に基づき財産開示手続の

申立てをすることはできないものとされている。これは、仮処分命令が仮執行宣言付き判決と同様に暫定的な法律関係を創設するにとどまるものであることからである。

もともと、仮に、試案の本文のように財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大し、仮執行宣言付き判決に基づいて財産開示手続の申立てをすることができるようにするのであれば、上記仮処分についても、同様に、これに基づき財産開示手続の申立てをすることができるものと解することになるとの考え方があり得る。金銭の支払を命ずる仮処分が発令される事案としては、本案判決の確定を待っていたのでは債権者が生計を維持することができないほど経済的に困窮しているなどとして、例えば、解雇無効等の確認請求を本案とする事案において債権者（労働者）が賃金の支払を求めるようなものや、不法行為に基づく損害賠償請求を本案とする事案において債権者（被害者）が損害賠償金の支払を求めるものがあり得る。

このほか、家事事件手続法に基づく審判前の保全処分（同法第105条）についても、その執行及び効力は、民事保全法の仮処分の執行及び効力に関する規定に従うとされているから（家事事件手続法第109条第3項）、試案の本文のような見直しをすれば、金銭の支払を命ずる審判前の保全処分に基づいて財産開示手続の申立てをすることができることとなるとの考え方があり得る。例えば、婚姻等に関する審判事件を本案とする保全処分として、子の父母の一方が、子の急迫の危険を防止するために必要がある（本案の審判がされるまでの間の子の生活を維持することができないほど経済的に困窮しているなど）として、他の一方に対し、養育費の支払を求める事案が考えられる（同法第157条第1項）。

(6) 検討

以上のように、債務名義の種類が確定判決等以外のものである場合であっても、債権者の権利の実現のために債務者財産に関する情報取得が必要となる事案があると思われる。このような事案に適切に対応することができるようにするためにも、一部の債務名義に基づく財産開示手続の申立てを一律に排除するのではなく、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることができるようにした上で、不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）情報が開示させられるおそれがあるとの懸念がある事案については、執行停止の裁判（民事執行法第36条第1項等）により対応するのが適当であるとする考え方があり得るように思われる。

以上を踏まえ、試案の本文のとおり、財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大することの当否について、どのように考えるか。

2 その他の実施要件の見直し

(1) 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直し

ア 現行の規律の概要等

現行法は、財産開示手続の申立てをするための要件として、①強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が請求債権（執行債権）の完全な弁済を得ることができなかつたこと（民事執行法第197条第1項第1号）、又は②知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が請求債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたこと（同項第2号）が必要であるとしている。

これは、一般論として、財産開示手続が債務者のプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであるため、この手続を行う必要がある場合に限り、手続を実施するのが相当であるとの考え方に基づくものである。部会のこれまでの議論においても、このような考え方を踏まえ、現行の規律には相応の合理性があるとしてこれを維持することに賛成する意見が示され、意見募集の結果においても、同様に、これに賛成する意見（見直しに反対する意見）が寄せられた。

イ 見直しの要否に関する検討

部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、先に実施した強制執行の不奏功等の要件の立証（疎明）が必ずしも容易でないとの評価を前提として、この要件の緩和を求めるものがあつた。そして、その立証（疎明）の困難性に関しては、民事執行法第197条第1項第2号の「知れている財産」の意義が執行裁判所によって厳格に解釈されることとなれば、申立人（債権者）が過度の負担を負うこととなるとの指摘等がされた。

もっとも、同号の要件については、部会のこれまでの議論において、これに関する現在の裁判実務の状況を見ると、債務者の住居所在地の不動産登記事項証明書の提出等により債務者名義の不動産が見つからないことなどが確認されればそれで足りるとしている例が多いため、その疎明はそれほど困難ではないとの反論がされたほか、この要件を満たさないことを理由として申立てが却下された事例はほとんどないことが紹介されたところである。意見募集の結果を見ても、これと異なる実例等を指摘するものはなかつた。

そのため、先に実施した強制執行の不奏功等の要件の立証（疎明）が必ずしも容易ではないとの評価は、現在の裁判実務を必ずしも正確に反映したものではないと思われる。

ウ 試案の注1の考え方の問題点

意見募集の結果においては、試案の第1の1(1)の注1の考え方に賛成する立場から、仮に債権者が債務者財産に関する情報を十分に把握しているといった事情があるときには、その事実を債務者側において主張立証すべきであ

るとの指摘がされた。しかし、このような指摘に対しては、部会のこれまでの議論において、「申立人に知れている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかである」ことを債務者の側で疎明することは実際には困難であり、このような考え方は結局のところ先に実施した強制執行の不奏功等の要件を完全に撤廃する考え方と変わらないのではないかとの批判がされている。また、試案の注1の考え方に対しては、財産開示期日の直前に実施決定の取消しの申立てがされれば、その判断のために財産開示期日を延期せざるを得なくなる結果として、債務者財産が実際に開示されるまでに要する期間が現状よりも長期化するのではないかといった批判があり得る。

これらの批判を踏まえると、試案の注1の考え方に沿った規律を採用することは困難であるように思われる。

エ 以上を踏まえ、試案の注1の考え方（先に実施した強制執行の不奏功等の要件を緩和すること）の当否について、どのように考えるか。

(2) 再実施制限の緩和

ア 現行の規律の概要等

現行法は、財産開示手続が実施された後3年以内は、原則としてこの手続の再実施を許さないこととし、債務者が財産開示期日の後に新たに財産を取得したときなどに限って、例外的に手続の再実施をすることができるものとしている（民事執行法第197条第3項）。これは、財産開示手続の実施に伴う債務者の負担をできる限り少なくする趣旨であり、再実施が制限されている期間中、他の債権者は、既に実施された財産開示手続の記録を閲覧することが想定されている。

部会のこれまでの議論においては、上記のような現行法の考え方については現在でも大きな異論はないと考えられることから、再実施の制限を完全に撤廃することは相当でないとの意見が示され、意見募集の結果においても、同様の意見が寄せられた。

イ 見直しの要否に関する検討

部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、今日では資産状況の変動の頻度が高まっていることなどを理由に、再実施がより柔軟に許されるように改めるべきであるとの意見があった。この意見については、まず、平成15年改正の当時と現在とでその頻度に有意な変化があるといえるかが問題となり得るが、意見募集の結果を見ると、現代における資産状況の変化の速度や頻度が高度化した旨を抽象的に指摘するもののほかに、金融業界でのIT化や新たな金融商品等の登場等を指摘するものがあるにとどまった。そこで、資産状況の変動の頻度にどのような変化があったかにつき、引き続き検討する必要があると思われる。

ところで、財産開示手続の再実施が必要とされる場面は、1回目の財産開示手続において、債務者が債務名義上の債務の弁済をするのに十分な財産の開示をしなかった場面であると考えられるが、その原因の1つとしては、客観的に、債務者がそもそも十分な財産を有していなかったことが考えられる。そうだとすると、再実施制限の緩和に賛成する上記各指摘が、このように十分な財産を有していなかった債務者についても実際に当てはまる指摘であるのか（このような債務者が1回目の財産開示期日の後に新たな財産を取得する蓋然性やその時期が、金融業界でのIT化や新たな金融商品等の登場等を理由として変動したといえるか）については、疑問があるのではないかとこの指摘もあり得ると思われる。

このほか、再実施制限の緩和を求める意見に対しては、現行法においても、例外的に手続の再実施をすることができる場合が規定されているため（民事執行法第197条第3項）、これらの規定による対応の可否を踏まえた検討が必要である。そこで、例えば、同項各号の例外要件の立証が困難であるか、実際に例外要件が立証されていないことを理由として再実施が却下された事案があるかなどについても引き続き検討する必要があると思われる。

ウ 再実施制限の緩和による効果

試案の第1の1(1)の注2の考え方のように再実施が制限される期間を短縮した場合には、財産開示手続の実施に伴う債務者の負担が増加することが予想される。例えば、仮に再実施が制限される期間を1年に短縮した場合には、債務者は、債務名義上の債務の弁済をするのに十分な財産を有していない限り、目立った財産状況の変化がなくても、債権者の申立てにより、毎年、裁判所への出頭や財産の包括的な開示を強いられることとなる。

エ 以上を踏まえ、試案の注2の考え方（再実施が制限される期間を短縮すること）の当否について、どのように考えるか。

2 手続違背に対する罰則の見直し

手続違背に対する罰則の見直しについては、罰則の強化に賛成する意見がある一方で、罰則強化の対象を虚偽陳述に限定すべきであるとの意見や、手続違背に対して懲役刑を科することに慎重な意見も寄せられたが、どのように考えるか。

(説明)

1 試案の概要

現行法は、開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の

陳述をした場合に、30万円以下の過料に処することとしている（民事執行法第206条第1項）。試案の第1の1(2)は、この規律を改め、開示義務者の財産開示手続に関する手続違背（不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述をいう。）に対する罰則を強化することを提案するものである。

2 見直しの必要性

手続違背に対する現行の罰則規定については、財産開示手続において、開示義務者が不出頭等により財産の全部又は一部を開示しなかった事件が少なからず生じていることを指摘し、その原因の1つが手続違背に対する制裁が弱いことにあるとして、より強力な制裁を求める意見があり、この点について、部会のこれまでの議論においては、概ね異論がなかった。また、意見募集の結果においては、試案に反対する意見もあったものの、それらの多くは、罰則強化の対象やその内容（法定刑等）に関する意見であり、手続違背に対する罰則を強化する必要があること自体については異論がないものと思われる。

そこで、今後の検討においても、引き続き、手続違背に対する罰則を強化する方向で議論することが考えられる。

3 罰則強化の対象とすべき手続違背の範囲に関する意見

試案は、不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述のいずれの態様の手続違背についても、その罰則を強化する考え方に基づくものであるが、これに対しては、部会のこれまでの議論や意見募集の結果において、虚偽陳述の場面が特に違法性が高いとして、これに限って刑事罰を科することとすべきであるとの意見があった。

しかし、このような意見に対しては、部会のこれまでの議論において、不出頭等について現行の制裁を維持するのでは、かえって不出頭を誘発することになりかねないとの批判や、不出頭の場面でも虚偽陳述の場面でも、債権者が債務者財産に関する正確な情報を得ることができないという意味では違法性に差がないとの批判がされた。また、手続違背に対する罰則を検討する上で参考となるものとして、例えば、不動産競売における売却基準価額の決定に関する手続違背に対する罰則規定（民事執行法第205条第1項第1号）においては、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日における虚偽陳述のみならず、不出頭や陳述拒絶をも刑事罰の対象としていることを指摘することができる。

以上を踏まえ、罰則強化の対象とすべき手続違背の範囲について、どのように考えるか。

4 強化する罰則の内容に関する意見

現行法よりも強力な制裁としては、例えば、開示義務者の手続違背を司法手続（民事執行手続）に対する妨害行為であると捉えてこれを処罰する趣旨で、手続違背に対し刑事罰を科すべきであるとの考え方がある。その法定刑については、これを罰金刑のみとすべきであるとする考え方と、懲役刑をも設けるべきである

とする考え方があり、部会のこれまでの議論や意見募集の結果においても、意見が分かれた。

新たな罰則の内容として懲役刑を設けるべきであるとの考え方は、財産開示手続の実効性をより一層確保する必要性を強調するものと思われるが、その主な根拠としては、ここで念頭に置かれている債務者が金銭債務の履行を怠っている者であることを踏まえると、罰金刑では債務者に対する十分な威嚇とならないとの指摘等が考えられる。他方で、新たな罰則の内容として懲役刑を設けるべきではない（罰金刑のみとすべきである）との考え方は、この場面での手続違背の違法性は必ずしも高くないとの評価を前提として、罪刑の均衡という観点からの慎重な検討を求めるものと思われる。

これらの考え方について検討する上では、民事裁判手続における他の罰則規定の例を参考に、手続違背の違法性の程度を比較することが有益であると思われる。

まず、民事執行手続の妨害に対して懲役刑が科されている例としては、例えば、強制執行を妨害する目的で、強制執行を受けるべき財産を隠匿するなどの行為を処罰するもの（刑法第96条の2等。3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又はこれらの併科）、不動産競売における売却基準価額の決定に関し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由なく、出頭せず、陳述を拒み、又は虚偽の陳述をした者を処罰するもの（民事執行法第205条第1項第1号。6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）などがある。また、破産手続においては、破産者（債務者）が、その所有する不動産、現金等の財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならないとされており、この手続違背（書面の提出拒絶、虚偽の書面の提出）は刑事罰の対象とされている（破産法第41条、第269条。3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科）。

他方で、その法定刑に懲役刑が含まれていないものとしては、民事執行法においては、内覧実施の際に正当な理由なく執行官等の立入りを拒み、又は妨げた者を処罰するもの（同法第205条第2項。30万円以下の罰金）があり、このほか、民事訴訟における証人の不出頭を処罰するもの（民事訴訟法第193条。10万円以下の罰金若しくは拘留又はこれらの併科）がある。

以上を踏まえ、新たな罰則の内容について、どのように考えるか。

第2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

（前注）この資料では、公的機関からの情報取得制度の創設については、取り扱っていない。

1 新たな制度の対象とする第三者と情報の範囲（私人からの情報取得）

執行裁判所が、債権者からの申立てにより、第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとした場合において、この

制度の対象とすべき第三者と情報の範囲については、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

【甲案】 金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項（取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等）とするものとする。

【乙案】 甲案の規律に加えて、振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項）から、債務者の株式や投資信託受益権等（同法の振替制度により取り扱われるものに限る。以下同じ。）に関する情報を取得するものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者の有する株式や投資信託受益権等の有無のほか、その株式や投資信託受益権等に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項とするものとする。

（説明）

1 新たな制度創設の必要性

試案の第1の2(1)は、債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を創設することを提案するものであるが、部会のこれまでの議論や意見募集の結果を見ると、この点については、概ね異論がないものと思われる。

2 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲

(1) 試案の概要及びこれに対する意見の状況

試案の第1の2(2)アにおいては、金融機関から債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けることが提案された上で、注において、預貯金債権以外の財産に関する情報取得制度を設ける考え方が示されている。

部会のこれまでの議論や意見募集の結果によれば、少なくとも、金融機関から債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けることについては、概ね異論がないように思われる一方で、これに加えて預貯金債権以外の財産に関する情報取得制度を設けることの当否については、意見が分かれている。

この論点に関する意見募集の結果として寄せられた意見には様々なものがあるが、部会のこれまでの議論において考慮された要素と同様に、①情報取得の必要性、②その第三者が負うこととなる情報提供義務の根拠、③その情報に債務者の個人情報等が含まれることへの配慮、④回答に要する事務負担や第三者の対応能力等に関するものにそれぞれ整理し、この制度の対象とする第三者と情報の範囲について議論するのが適当であると思われる。

(2) 株式、投資信託受益権に関する情報取得の場面を念頭に置いた各考慮要素についての検討（本文の乙案の検討①）

部会のこれまでの議論や意見募集の結果によれば、預貯金債権以外の財産に関する情報取得を求める意見として、まず、株式や投資信託受益権（又は、これらのうち社債、株式等の振替に関する法律の振替制度により取り扱われるもの）に関する情報を、銀行や証券会社等（又は同法第2条第5項の規定する振替機関等）から取得することを目指すものがあつた。そこで、以下では、この意見を念頭に置いて、各考慮要素についての検討を試みる。

ア 情報取得の必要性

部会のこれまでの議論や意見募集の結果によれば、預貯金債権以外の財産に関する情報取得の必要性に関しては、①その財産の差押えをする必要性（重要性）に関する指摘と、②我が国における債権差押えの実務においては探索的な差押えが緩やかに許容されていることとの関係に関する指摘があつた。

(ア) 差押えの必要性（重要性）

意見募集の結果においては、まず、株式、投資信託受益権に関する情報取得の必要性が高いとする考え方の根拠としては、近年における私人（法人を含む。）の資産の保有形態の変化（現金、預貯金による保有から金融商品による保有に変化したこと）に着目して、株式や投資信託受益権の差押えをする必要性（重要性）を指摘する意見も寄せられた。そして、この意見を補強する具体的な根拠として、例えば、民間非金融法人（金融機関以外の民間の法人）の保有する資産としては「株式等」の方が「現金・預金」よりも多いことなどを指摘するものがあつた。

もっとも、これと異なり、株式、投資信託受益権については、預貯金債権とは異なり国民一般が広く保有しているものとはいひ難いとして、その差押えのための情報取得の必要性が乏しいとする意見もあつた。

(イ) 探索的な差押えとの関係

我が国における債権差押えの実務においては、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発することとしている。このような探索的な差押えが比較的緩やかに許容されている実務の下では、この制度を利用して情報を取得するまでもなく、債権者が債権差押命令の申立てをすることが可能な場合が少なくないといわれている。

そして、部会のこれまでの議論や意見募集の結果では、債権差押えの実務における預貯金債権の特殊性を踏まえれば、預貯金債権に関する情報を金融機関から取得することについて必要性が特に高いといえる一方で、これ以外の財産については、少なくとも、株式や投資信託受益権に関する情報を振替機関等から取得する場面を念頭に置く限りでは、情報取得の必要性が特に高いとはいえないとの指摘がされた。

もっとも、このような指摘に対しては、債務者の取引口座（株式や投資

信託受益権の取引のために開設された口座)があると予想される振替機関等が複数存在する場合や、債務者の取引口座がどの振替機関等に開設されているか全く分からない場合においては、各振替機関等に対する探索的な差押えを同時に行うためには、請求債権を振替機関等ごとに割り付けなければならないことを指摘した上で、そのような請求債権の割付けを適切に行うためには、強制執行に先立ち、株式や投資信託受益権に関する情報を把握する必要があるとの反論が寄せられた。また、仮に探索的な差押えにより債務者が取引口座を開設している振替機関等が判明したとしても、請求債権の割付けが適切でなかったことなどにより一部の差押命令が空振りに終わったときには、債権者は、債務名義の還付を受けた上で改めて差押命令の申立てをしなければならないが、差押えの対象となる財産が振替制度の対象となっている株式や投資信託受益権のように容易に処分することができるようなものであれば、再度の差押命令の送達までの間に、債務者がその財産を処分してしまう危険があるとの指摘もあり得る。これらを踏まえれば、我が国における債権差押えの実務においては探索的な差押えが緩やかに許容されているとはいえ、この方法による差押えには限界があるとも考えられることから、振替制度により取り扱われている株式や投資信託受益権に関する情報を取得する必要があるとする考え方にも一定の合理性があるように思われる。

(ウ) 検討

以上を踏まえ、株式や投資信託受益権に関する情報取得の必要性について、どのように考えるか。

イ 第三者の負う情報提供義務の根拠

第三者の負う情報提供義務の根拠については、これを証人義務（民事訴訟法第190条）のように広く国民一般が負うべき義務として捉える考え方と、現行法上も債権執行では、差し押さえられた債権の存否等について第三債務者に陳述義務が課せられていること（振替制度により取り扱われている株式や投資信託受益権が差し押さえられた場面では、民事執行規則第150条の8により準用される民事執行法第147条により、振替機関等に陳述義務が課せられていること）に着目して、この陳述義務を時間的に前倒しすることにより第三者が情報提供義務を負う根拠を説明しようとする考え方があり得る。これらの考え方は、いずれも、株式や投資信託受益権に関する情報提供義務を課す根拠となり得るものと思われる。

なお、部会のこれまでの議論においては、金融機関の情報提供義務を正当化する根拠として、債権差押えの場面における預貯金債権の特殊な取扱いや、金融機関の取り扱う預貯金債権はそこに債務者の現金があるのと類似の状態であるという財産の性質に着目する説明も示され、株式や投資信託受益

権についてはこのような説明ができないのではないかと指摘もあった。

以上を踏まえ、株式や投資信託受益権に関する第三者の情報提供義務の根拠について、どのように考えるか。

ウ 開示対象となる情報に債務者の個人情報等が含まれることへの配慮

この制度において第三者に提供を求める情報には、債務者の個人情報に属するものが含まれ得るため、第三者が負っている守秘義務等と新たに課される情報提供義務との関係を明らかにする必要があると考えられる。

部会のこれまでの議論においては、この関係に関し、財産開示手続による債務者自身の開示義務と関連付けて説明するアプローチと、その情報に含まれる秘密が保護に値するか否かを、その情報の内容等から個別的に判断しようとするアプローチが意識されてきたが、いずれのアプローチからも、預貯金債権に関する情報取得と同様に、株式や投資信託受益権に関する情報提供の場面での説明をすることができると思われる。意見募集の結果を見ても、この点については、概ね異論がないものと思われる。

以上を踏まえ、株式や投資信託受益権に関する情報に債務者の個人情報等が含まれることへの配慮について、どのように考えるか。

エ 回答に要する事務負担や第三者の対応能力

第三者から情報を取得する制度においては、第三者に一定の事務的な負担を課することとなるため、新たな制度の導入を円滑に進めるといった観点からは、その回答に要する事務的な負担や、回答能力等が問題となる。そして、預貯金債権に関する情報に関しては、例えば、近時、金融機関の保有する預貯金口座に関する情報については、各金融機関における情報管理システムの整備が進んでいるとの指摘が考えられる。

意見募集の結果を見ると、株式や投資信託受益権を取り扱うための口座が開設されている銀行や証券会社等においては内部に情報管理システムを整備していることから、これらの情報提供をすることに伴う第三者の負担が必ずしも大きいものではないとの指摘があり得る。このような指摘は、株式や投資信託受益権のうち、社債、株式等の振替に関する法律の振替制度の対象となっているものに関する情報を、振替機関等から取得する場面を念頭に置く限りにおいては、概ね異論がないのではないかとと思われる。

他方で、株式や投資信託受益権であっても、振替制度により取り扱われていないもの（例えば、債務者の有する株式や投資信託受益権に係る有価証券を金融機関が保護預かりしている場合など）については、近時においても、必ずしも全ての銀行や証券会社等においてその情報を情報管理システムで管理しているとは限らないとの指摘があり得る。

以上を踏まえ、株式や投資信託受益権に関する情報提供に伴う負担や第三者の対応能力について、どのように考えるか。

オ 検討

前記アからエまでの各要素に関する各意見によれば、株式や投資信託受益権に関する情報取得制度の創設に賛成する意見と、これに反対する意見の主な対立点は、①情報取得の必要性と、②その第三者が負うこととなる情報提供義務の根拠に関する考え方の違いによるものと思われる。

また、仮にこの制度の対象に株式や投資信託受益権に関する情報を含めるものとしても、①情報取得の必要性や、④回答に要する事務負担や第三者の対応能力等に関する検討を踏まえると、その対象は、社債、株式等の振替に関する法律の振替制度により取り扱われるものに限るものとする考え方があり得る。

以上を踏まえ、預貯金債権に関する情報取得制度を設けることに加え、振替機関等から、振替制度により取り扱われている株式や投資信託受益権に関する情報を取得する制度を設けることについて、どのように考えるか。

(3) 株式、投資信託受益権以外の振替社債等に関する検討(本文の乙案の検討②)

部会のこれまでの議論や意見募集の結果によれば、株式や投資信託受益権に関する情報取得制度の創設を求める意見の中には、これらの権利のみならず、社債、株式等の振替に関する法律の振替制度により取り扱われる権利全般（同法第2条第1項、第280条参照）をも、その対象に含めることを求めるものがあつた。株式、投資信託受益権以外に振替制度により取り扱われる権利としては、例えば、社債、国債、地方債等があるが、この資料の本文の乙案は、このような意見を踏まえ、振替機関等から、債務者の株式や投資信託受益権「等」（同法の振替制度により取り扱われるものに限る。）に関する情報を取得するものとする考え方を取り上げたものである。

このような考え方については、前記(2)の各考慮要素についての議論が、株式や投資信託受益権以外の振替社債等にも同様に当てはまるものであるかを、それぞれ検討する必要があると思われるが、どのように考えるか。

(4) その他の意見に関する検討

ア 業界団体等からの情報取得を求める意見

預貯金債権に関する情報取得制度の創設を求める意見の中には、この制度の対象とする第三者の範囲に関して、各個別の銀行からの情報取得ではなく、一般社団法人全国銀行協会を通じて全ての銀行から網羅的に情報収集することを求めるものがあつた。また、株式や投資信託受益権に関する情報取得制度の創設を求める意見の中にも、業界団体を通じた情報取得や、株式会社証券保管振替機構を通じた情報取得の必要性を指摘するものがあつた。これらの指摘は、我が国においては預貯金や株式、投資信託受益権の取扱いをしている銀行や証券会社等が多数存在していることから、債権者において債務者が預貯金債権等を有すると予想される銀行や証券会社等を特定することが困

難であるとの問題意識に基づくものと思われる。また、寄せられた意見の中には、上記意見の根拠の一つとして、東日本大震災の際には、全国銀行協会が窓口となって各金融機関に開設された預貯金口座の有無等を一括して照会する制度が創設されたことを指摘するものがあった。

しかし、これらの者に対して情報開示義務を負わせることについては、これらの者は預貯金等の差押えの場面において第三債務者の立場となるわけではないから、第三債務者の陳述義務を時間的に前倒しするアプローチによる正当化は困難である。部会のこれまでの議論においても、この制度による情報提供義務を国民一般が負うべき義務と捉える考え方のみでは新たな義務を課す正当化根拠としては薄弱であるとの批判がされた。

また、これらの者は必ずしも債務者と第三債務者との間の権利義務に関する情報（例えば、債務者と銀行との間の預金債権の存否、残高に関する情報）を網羅的に保有しているとは限らないことを踏まえると、そのような者に対して制度的に情報提供義務を課することは、新たに情報収集（集約）義務を課することにほかならないとの批判もある。

以上を踏まえると、仮に第三者から情報を取得する制度を設けるものとした場合であっても、業界団体等からの網羅的な情報取得を可能とするような制度を設けることは困難であるとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

イ 生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報取得を求める意見

部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、金融機関からの情報取得に加えて、例えば、債務者の各保険会社に対する生命保険契約解約返戻金請求権や損害保険契約解約返戻金請求権に関する情報を取得するための制度の創設を求める意見があった。そして、この場面で情報提供を求める具体的な第三者の選択肢としては、①一般社団法人生命保険協会等の業界団体からの情報取得を可能とする考え方と、②債務者が生命保険契約等を締結していると予想される各保険会社からの情報取得を可能とする考え方があり得る。

しかし、このうちの①業界団体からの情報取得を可能とする考え方については、指摘された業界団体は必ずしも債務者と第三債務者（保険会社）との間の権利義務関係に関する情報を保有しているとは限らないことを踏まえれば、前記アと同様に、その情報提供義務を新たに課することの正当化根拠が薄弱であるとの批判がある。

また、②各保険会社からの情報取得を可能とする考え方については、その情報取得の必要性が高いといえるかが問題となり、我が国における債権差押えの実務においては探索的な差押えが緩やかに許容されていることとの関係を踏まえた検討をする必要があると考えられる。

そして、前記(2)ア(イ)における検討によれば、差押えの対象となる財産が

振替制度の対象となっている株式や投資信託受益権のように容易に処分することができるようなものである場合には探索的な差押えに限界があるとも考えられるものの、生命保険契約解約返戻金請求権や損害保険契約解約返戻金請求権についてもこれらの財産と同様にその処分が容易であるといえるかが問題となると思われる。また、部会のこれまでの議論では、生命保険契約解約返戻金の額が既払の保険料の額よりも少額であることがあることなどを紹介しつつ、生命保険契約解約返戻金請求権は、株式や投資信託受益権とは異なり、一般的な投資の対象や資産保有の手段であるとはいえず、社会的な実態として預貯金債権と同視し得るようなものということもできないのではないかと指摘があった。

このほか、振替制度により取り扱われている株式や投資信託受益権とは異なり、生命保険契約に関する情報については、必ずしも全ての保険会社等においてその情報を情報管理システムで管理しているとは限らないのではないかと指摘もあり得る。

以上を踏まえると、生命保険契約解約返戻金請求権や損害保険契約解約返戻金請求権に関する情報については、第三者から情報を取得する制度の対象にはしないものとする考え方があり得るが、どのように考えるか。

2 第三者から情報を取得するための要件

(1) 第三者から情報を取得するための一般的な要件

仮に試案の第1の1(1)のとおり財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大し、また、同手続の実施要件のうち先に実施した強制執行の不奏功等の要件を見直さないものとした場合には、金融機関〔又は振替機関等〕から情報を取得する手続についても、①金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、この手続の申立てをすることができるものとし、また、②同手続の実施要件については、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていることに加えて、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号）が備わっていることが必要であるものとする考え方があり得るが、どのように考えるか。

(説明)

1 試案の根拠等及び意見募集の結果

試案の第1の2(3)アは、この手続を実施するための要件について、基本的に、財産開示手続に関する規律(現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律)と同様の規律によるものとするを提案するものである。試案の根拠としては、第三者から情報を取得する手続は、財産開示手続と共通の目的の下で、強制執行

の準備として行われるものであり、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報の開示を求めるものである点で、財産開示手続と同様の特質を有すると考えられるとの指摘があるところ、意見募集の結果を見ても、これに沿う意見が寄せられた。

そうすると、仮に、財産開示手続について、その申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大し、また、財産開示手続の実施要件のうち先に実施した強制執行の不奏功等の要件を見直さないものとした場合には、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続についても、上記のとおり、その規律に合わせた規律を採用することが考えられるため、この資料の本文では、このような考え方を取り上げている。また、振替機関等から株式、投資信託受益権等（振替制度により取り扱われるものに限る。）に関する情報を取得する手続をも設けるものとした場合には（前記本文の第2の1乙案参照）、この手続についても同じ規律を採用するとの考え方があり得るため、この考え方を取り上げる意味で、本文中の「又は振替機関等」の部分にブラケットを付した。

なお、意見募集の結果においては、試案に対し、財産開示手続の実施要件を見直すかどうかにかかわらず、第三者から情報を取得する手続については、仮執行宣言付きの判決等、執行証書又は確定判決と同一の効力を有する支払督促に基づく申立てを認めるべきではないとの意見があった。また、仮に財産開示手続の実施要件のうち先に実施した強制執行の不奏功等の要件を見直さないものとしたとしても、なお、第三者から情報を取得する手続については、この要件を不要とすべきであるとの意見が寄せられ、その根拠として、この手続においては、財産開示手続と異なり、債務者の出頭義務や債務者に対する制裁がないという点において、債務者の負担が小さいことが指摘された。

2 検討

以上を踏まえ、第三者から情報を取得するための一般的な要件（申立てに必要とされる債務名義の種類、先に実施した強制執行の不奏功等の要件の要否等）について、どのように考えるか。

(2) 財産開示手続との先後関係

金融機関〔又は振替機関等〕から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係については、金融機関〔又は振替機関等〕から情報を取得する手続の申立てをするためには、その申立ての日前3年以内に、財産開示手続が実施されている必要があるものとする考え方がある一方で、先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関〔又は振替機関等〕から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとした上で、当該手続を実施する決定が債務者に告知される前であっても、金融機関〔又は振替機関等〕は情報提供を行うものとする考え方があるが、どのように考えるか。

(説明)

1 試案の概要等

(1) 試案の第1の2(3)イ甲案及びその根拠

試案の第1の2(3)イ甲案は、第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、その申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施されている必要があるものとし、第三者から情報提供を求める決定に対しては、債務者が執行抗告をすることができないものとし、同決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとするを提案するものである。

甲案の根拠としては、①この制度における情報提供義務と第三者が債務者に対して負う守秘義務との関係を整理する観点から、第三者に対して情報提供義務を負わせるためには、先行する財産開示手続において債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと判断されたことが必要であるとの指摘、②情報提供を求められる第三者の回答に要する事務的な負担を軽減する必要があるとの指摘、③債務者に対し、財産開示手続においては、債務者が債務者財産に関する情報についての開示義務の有無を争い、又はその開示義務の一部免除を求める機会を与える必要があるとの指摘が考えられる。

(2) 試案の第1の2(3)イ乙案及びその根拠

試案の第1の2(3)イ乙案は、先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとしつつ、第三者から情報提供を求める決定は、まず債務者に告知され、同決定に対しては債務者が執行抗告をすることができるものとするとともに、同決定の第三者への告知をその確定後にするものとするを提案するものである。

乙案の根拠としては、①先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てる時点で、財産開示手続の実施要件が実質的に満たされているのであれば、債務者自身がその財産に関する情報を開示する義務を負うものと同視し得るとの指摘、②預貯金債権の有無や現在残高等を回答する程度であれば、情報提供を求められる金融機関の事務的な負担はそれほど大きいものではないとの指摘、③債務者の反論の機会としては、第三者からの情報提供を求める決定に対する執行抗告をすることができるものとするれば十分であるとの指摘が考えられる。

(3) 試案の第1の2(3)の注の考え方及びその根拠等

試案の第1の2(3)の注の考え方は、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続については、先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関から当該情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとした上で、当該手続を実施する決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとするものである。なお、注の考え方は、仮に金融機関から

預貯金債権に関する情報を取得する手続についてこの考え方を採用するものとしても、公的機関から債務者財産に関する情報を取得する制度を検討するに当たっては、第1の2(3)イ甲案又は乙案の規律を採用することを否定しないものと考えられる。

この考え方に賛成する立場からは、まず、試案の第1の2(3)イ甲案と乙案に対する批判として、債務者による財産隠しの危険を避けるとの観点から、債権者が、債務者に知られることなく第三者から情報を取得することができるようにすべきであり、特に、流動性の高い預貯金債権に関する情報を得ようとする場面では、そのようにする必要があるとの指摘がされている。その上で、この考え方の根拠としては、まず、乙案と同様に、①先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てる時点で、財産開示手続の実施要件が実質的に満たされているのであれば、債務者自身がその財産に関する情報を開示する義務を負うものと同視し得るとの指摘、②預貯金債権の有無や現在残高等を回答する程度であれば、情報提供を求められる金融機関の事務的な負担はそれほど大きいものではないとの指摘が考えられる。そして、③債務者の反論の機会に関しては、例えば、仮に、この手続により不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）債務者の預貯金債権に関する情報が開示されることがあったとしても、その場合には、債権者に対する損害賠償請求によって対応すれば足りることなどを指摘するものと思われる。

なお、部会のこれまでの議論においては、試案の第1の2(3)の注の考え方に賛成する立場からは、第三者から株式、投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を取得する手続を設けるものとした場合（試案の第1の2(2)の注の考え方参照）には、同手続にも、同様の規律を採用することが相当である旨の指摘がされている。

2 預貯金債権に関する情報取得の場面を念頭に置いた検討

(1) 部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、少なくとも、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続を念頭に置いて、その主要な具体的意見を改めて概観してみると、試案の第1の2(3)イ甲案の考え方に賛成するものがある一方で、試案の第1の2(3)注の考え方に賛成するものに大別することができる。

(2)ア 債務者の財産隠しの事案に対応する観点

まず、債権に対する強制執行においては、一般に、債務者による財産隠しの危険を避ける必要があるとされており、その趣旨は、例えば、債権差押命令の発令に当たっては債務者の審尋をしないものとされている点（民事執行法第145条第2項）などにあらわれている。試案の注の考え方は、債務者財産に関する情報取得が強制執行の準備として行われることを踏ま

え、債権者が債務者の預貯金債権に関する情報を得ようとしていることが察知されると、債権者が当該情報を得る前に、債務者による財産隠しの事案が生ずることが想定されるとの認識を前提として、その危険を避ける必要性を重視するものと思われる。

イ 債務者の反論の機会をこの手続において考慮するかどうかの観点

試案の注の考え方によれば、債務者は、この手続によりその預貯金債権に関する情報が開示されるという一定の不利益を被るにもかかわらず、情報が債権者に開示される前に、この手続の実施要件等に関する反論の機会が与えられないこととなる。

そして、試案の注の考え方に賛成する立場からのこの点の正当化根拠としては、例えば、この手続により開示される情報が債務者の預貯金債権の有無やその残高等であることに着目し、それにより害される債務者の不利益は必ずしも大きくないとの評価を前提として、仮に、この手続により不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）債務者の預貯金債権に関する情報が開示されることがあったとしても、その場合には、故意又は過失により債務者のプライバシー権が害されたことなどを理由とする債権者に対する損害賠償請求によって対応すれば足りると考えるものと思われる。

また、預貯金債権が差し押さえられた場面においては、第三債務者である金融機関は裁判所書記官からの陳述催告（民事執行法第147条第1項）に基づいて債権の存否等を陳述しなければならないとされており、かつ、その手続の過程においては債務者に事前に反論の機会が与えられていないこと

（同法第145条第2項）を参考として、第三者からの情報取得の場面において債務者に事前の反論の機会を与えないことを正当化する考え方もあり得る。

(3) この制度における情報提供義務と第三者が債務者に対して負う守秘義務との関係

ア まず、財産開示手続による債務者自身の陳述義務と関連付けて説明することが考えられる。そして、仮に、この手続を実施するための要件について、基本的に、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとするを前提とすれば（試案の第1の2(3)ア参照）、金融機関からの情報取得の手続の要件を満たす場合には、基本的には、債務者自身が財産開示手続における財産開示義務を負うものと同視し得るとの説明があり得る。

もっとも、これに対しては、財産開示手続においては一定の場合に債務者とその開示義務の一部免除を求めることができるから（民事執行法第200条第1項）、財産開示手続の実施要件が実質的に満たされているから

といて、債務者がその財産を包括的に開示する義務を負うものではないとの指摘があり得、この指摘は、試案の甲案を支える指摘であるということが出来る。ただ、このような指摘に対しては、試案の乙案に賛成する立場から、財産開示期日において債務者が開示義務の一部免除の許可の申立てをする事案はほとんどないとの現行の財産開示手続に関する運用状況に関する事実認識を前提として、一部免除の可能性を重視する必要性はないのではないかとといった反論があり得る。

イ また、その情報に含まれる秘密が保護に値するか否かという観点から個別的に判断して説明することも考えられる。そして、預貯金債権の有無や額等の情報は、その預貯金債権が差し押さえられれば、第三債務者である金融機関が裁判所書記官からの陳述催告（民事執行法第147条第1項）に基づいて債権の存否等を陳述しなければならないものであるから（民事執行規則第135条第1項）、債務名義に基づいてその預貯金債権を差し押さえられる可能性のある債務者にとって、金融機関の守秘義務等によって保護される正当な利益があるわけではないとの指摘が考えられる。このような説明によれば、試案の甲案のみならず、試案の乙案についても、この制度における情報提供義務と守秘義務の関係を整理することができると思われる。

(4) その他

意見募集の結果を見ると、弁護士会照会に関する現在の実務においては、金融機関から債務者の預貯金債権に関する情報を取得するに当たり、必ずしも債務者に対する事前の告知等をしているわけではない点を指摘して、試案の注の考え方に賛成する意見があった。

(5) 以上を踏まえ、預貯金債権に関する情報取得の場面に関して、第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係について、どのように考えるか。

3 株式、投資信託受益権等に関する情報取得の場면을念頭に置いた検討

仮に、振替機関等から株式、投資信託受益権等（振替制度により取り扱われるものに限る。）に関する情報を取得する制度を設けるものとするのであれば、以上のような検討が、これらの情報についても同様に当てはまるものであるかを検討する必要があると思われるが、この点について、どのように考えるか。

3 回答の送付先等

回答の送付先等については、引き続き、試案の第1の2(4)の提案の方向で検討してはどうか。

(説明)

1 試案の概要

試案の第1の2(4)は、この手続における回答の送付先について、この手続により情報提供を求められた第三者が、執行機関に対して回答をするものとするとともに、この回答についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、申立人、債務者、当該第三者のほか、この手続の申立てに必要なとされる債務名義を有する他の債権者に限り、することができるものとするを提案するものである。

2 試案の根拠及び意見募集の結果

試案の根拠としては、この手続の不必要な利用を抑制して第三者の負担を軽減する観点から、第三者からの回答を執行機関が保管し、この手続の申立てに必要なとされる債務名義を有する他の債権者にも事件記録の閲覧等を認めることが有益であるとの指摘などがある。また、部会のこれまでの議論においては、この回答の送付先を申立人とするものとする考え方に対して、第三者からの情報提供があったことを債務者が確認することが困難であることや、第三者が情報提供を既に行ったのか否かをめぐり紛争を防止することができないとの批判がされた。

上記のような試案の根拠については、意見募集の結果を見ても、これに沿う意見が寄せられた。他方で、試案に対して寄せられた意見の中には、第三者が債務者からのクレームを受ける危険を避けるために、債務者が執行機関を通じて第三者からの回答の内容を確認することができないようにすべきであるとして、回答の送付先を申立人とすべきであるとするものがあった。

3 検討

以上を踏まえ、この手続における回答の送付先等について、どのように考えるか。

4 第三者に対する費用等の支払

金融機関〔又は振替機関等〕に対する費用等の支払については、引き続き、試案の第1の2(5)の提案の方向で検討してはどうか。

(説明)

1 試案の概要

試案の第1の2(5)は、第三者がその回答に要する費用等を請求することができるものとするを提案するものである。

2 試案の根拠及び意見募集の結果

試案の根拠としては、第三者から情報を取得する手続においては、回答を求められる第三者に、その保有する情報を集約するための一定の事務的な負担を課することとなり、その事務（情報の集約、回答書の作成・送付等）の遂行に一定の費用が生じ得ると考えられるとの指摘などがある。

上記のような試案の根拠については、意見募集の結果を見ても、これに沿う意見が寄せられた。他方で、試案に対して寄せられた意見の中には、弁護士会照会においては照会先に対する費用の支払が原則として不要とされていることを指摘して、試案に反対するものがあった。

3 費用等の額に関する意見

金融機関（又は振替機関等）が請求することができる費用等の額や、その費用等を請求するための具体的な手続については、調査嘱託に関する規律やその実務運用が参考になると考えられる。

これに対して、試案に対して寄せられた意見の中には、第三者からの費用請求の手続を簡便なものとするなどの観点から、金融機関（又は振替機関等）に対して支払う費用等の額を定額に定めておくことを求める意見があった。もっとも、このような意見に対しては、金融機関（又は振替機関等）がその保有する情報を集約するために必要となる事務的な負担の程度やそれに伴って生ずる費用の額については、事案によって異なり得るのではないかとの指摘が考えられるほか、調査嘱託の場面において支払うべき費用等の額については裁判所が相当と認めるところによるとされていること（民事訴訟費用等に関する法律第26条）との関係で、金融機関（又は振替機関等）からの情報取得の場面においてこれと異なる規律を設けることの合理性をどのように説明するかが問題となると思われる。

4 検討

以上を踏まえ、金融機関（又は振替機関等）に対する費用等の支払について、どのように考えるか。

5 情報の保護

金融機関〔又は振替機関等〕から提供された情報の保護のための方策については、引き続き、試案の第1の2(6)の提案の方向で検討してはどうか。

(説明)

1 試案の概要

試案の第1の2(6)は、現行の財産開示手続における情報保護の規定（民事執行法第202条、第206条第2項参照）を参考に、第三者から情報取得の手続により債務者財産に関する情報を取得した申立人等が、当該情報を用いて、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないものとするとともに、この規律の違反に対する罰則を設けることを提案するものである。

このような規律を設けることについては、意見募集の結果を見ても、これに反対する意見はなかった。

2 罰則の内容に関する検討

金融機関（又は振替機関等）から提供された情報の目的外利用に対する罰則の具体的内容としては、まずは、現行の財産開示手続に関する規定（民事執行法第206条第2項）を参考に、30万円以下の過料とすることが考えられる一方で、金融機関（又は振替機関等）から提供を受ける情報の中には、当該第三者に守秘義務が課されており、かつ、その違反が刑事罰の対象となり得るものがあることを踏まえ（社債、株式等の振替に関する法律第7条、第292条参照）、金融機関（又は振替機関等）から提供を受けた情報の目的外利用に対しても、刑事罰を科する必要があるのではないかとの意見もあり得る。意見募集の結果においては、後者の意見に対しては、現行の財産開示手続に関する運用状況を見る限り、開示された情報が目的外利用されたというような事案が生じていないことなどを指摘して、刑事罰を科することに慎重な意見が寄せられた。

3 検討

以上を踏まえ、金融機関（又は振替機関等）から提供された情報保護の方策について、どのように考えるか。